

鳴門市制限付一般競争入札について

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

令和8年7月24日

鳴門市長 泉 理彦

記

【日程】

入札参加申込期間 令和8年7月24日（金）～7月31日（金）

※ 当該案件の入札参加希望者は必ず入札参加申込を上記期間内に行うこと。

質問受付期間 令和8年7月24日（金）～7月31日（金）

最終回答日 令和8年8月3日（月）

入札日 令和8年8月18日（火）午前10時00分

1 案件名、履行場所及び期限

（1）発注番号 一般－8－54号

（2）案件名 鳴門市文化会館什器備品購入

（3）履行場所 鳴門市文化会館（鳴門市撫養町南浜字東浜地内）

（4）履行期限 令和9年3月31日

※ 履行期限は令和9年3月31日としているが、本契約に係る予算の繰越手続きが認められた場合には、別途協議により変更することも想定している。なお、想定している履行期限は、令和9年5月中旬頃まで。

※ 鳴門市文化会館の施工期間中に本件を履行する必要がある場合等は、発注者、施行事業者と協議のうえ実施すること。

2 仕様等について

（1）当該案件の主管課 鳴門市 市民環境部 文化交流推進課

電話番号 088-684-1261

ファクシミリ番号 088-683-0237

（2）案件の種別 物品

（3）予定価格 58,770,000円（消費税抜き）

（4）最低制限価格 設定していません

（5）主な仕様 仕様書のとおり

※ 同等品をもって入札する場合には、2（6）ウに示す期日までに2（1）に示す主管課へ「同等品承諾願」を提出し、承諾を得ること。

なお、同等品のサイズ、カラー、主な機能等の仕様については、仕様書別紙に示す基準品の仕様に拠ること。

(6) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリによる。

イ 提出先 2（1）に示す主管課

ウ 提出期限 令和8年7月31日（金）

(7) 質問に対する回答は受付ごとに随時、鳴門市公式ウェブサイトに掲載する。

最終回答日は令和8年8月3日（月）とする。

### 3 入札に参加する者に必要な要件（次の各号のすべてを満たしていること）

(1) 次のア又はイに該当する者

ア 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている者で、営業種目に「文具・事務機器」（B2）があること。

イ 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されていない者で、4（2）ウの入札参加申込書類提出期間の終了までに、別紙①に示す、物品の購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 本市の入札参加資格停止期間中でないこと。

(4) 徳島県内に契約の締結できる営業所等を有していること。

(5) 平成23年4月1日以降に、国、地方公共団体の公共施設への什器備品の納入（契約金額3000万円以上）を元請として履行した実績を有するものであること。

### 4 入札参加申し込みに関すること。

(1) 入札に参加しようとする者は、次の書類を提出すること。

ア 物品等一般競争入札参加資格確認申請書

イ 3（1）イに該当する場合には別紙①に記載の書類一式

ウ 3（4）の実績を証する書類（契約書の写し等）

(2) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法 持参によること。

イ 提出先 〒772-8501

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

鳴門市 総務部 公共施設マネジメント課 契約検査室

ウ 提出期間 令和8年7月24日（金）から7月31日（金）まで  
午前9時から午後5時まで（市役所閉庁日除く）

### 5 通知等

(1) 申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、令和8年8月4日（火）にファクシミリにより通知する。

- (2) 入札参加資格がないと認められた者には、物品等一般競争入札参加資格確認通知書により理由を付して通知するものとする。

※ 上記(1)又は(2)の通知が令和8年8月5日(水)正午の時点でも届かない場合は、必ず契約検査室に問い合わせること。

## 6 入札に関すること

- (1) 入札日 令和8年8月18日(火)午前10時00分  
(2) 入札の場所 鳴門市役所3階 会議室302  
(3) 入札保証金 免除  
(4) 注意事項

ア 鳴門市契約に関する規則、(物品等)競争契約入札心得を遵守の上入札に参加すること。

入札書等を記載する際は、市公式ウェブサイトに掲載の記載例を参照し、必要記載事項を確認すること。入札書に不備がある場合、その入札書は無効とする。

イ 入札書の記入金額は、税抜きの総額とし、2(3)に示す予定価格を超過した入札は失格とする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書の提出は持参によること。

オ 開札の結果は鳴門市役所公式ウェブサイトにて公開する。

カ 当該案件については、1者のみの参加であっても入札を実施する。

### (5) 見積内訳書

落札者は、仮契約締結までに入札金額と一致する見積内訳書を提出すること。

## 7 契約の締結に関すること

- (1) 契約書の要否 要する  
(2) この契約の締結については、鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年鳴門市条例第24号)第3条の規定により議決が必要となる。  
落札決定の通知をした日から10日以内に仮契約を締結し、次に開催される市議会定例会における議決を経て、本契約とする。  
(3) 契約保証金 免除

## 8 その他必要な事項

- (1) 申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。  
(2) 提出された申込書類は返却しない。  
(3) 申込書類の審査日は、令和8年8月3日(月)とする。  
(4) 履行期限は、事情により変更することがある。

(5) 問い合わせ先

※ 申込書類の作成及び提出について

〒772-8501

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

鳴門市 総務部 契約検査室 担当 津田・長町

電話 088-684-1161

※ 仕様・契約内容について

鳴門市 市民環境部 文化交流推進課 担当 藤田

電話 088-684-1261

FAX 088-683-0237